

平成29年度第1回本宮市総合教育会議会議録

1 日 時 平成29年12月22日(金) 午後3時00分～午後3時40分

2 場 所 本宮市役所 3階 大会議室

3 出席者 市長 高松 義行  
教育長 原 瀬 久美子  
教育長職務代理者 谷 明子  
委員 渡辺 俊之  
委員 古宮 博文  
委員 遠藤 傳一郎

4 事務局職員 市長公室長 鈴木 弘治  
政策推進課長 佐藤 一彦  
政策推進課課長補佐兼政策推進係長 鈴木 正史  
政策推進課主査 佐藤 敬史  
教育部長 後藤 章  
教育部次長兼幼保学校課長 菅野 安彦  
参事兼管理主事兼指導主事 渡辺 敏弘  
教育総務課長 渡辺 清文  
生涯学習センター長兼中央公民館長兼  
歴史民俗資料館長 鈴木 雅文  
教育総務課総務係長 渡辺 好晴

5 傍聴人 なし

6 協議・調整事項

- (1) 教育大綱(教育振興基本計画)と総合計画について
- (2) 平成30年度の重点事項について
- (3) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
- (4) その他

7 審議経過

【午後3時00分開会】

◇市長 [あいさつ]

【協議・調整事項】(要綱により市長が進行)

◇市長 教育大綱(教育振興基本計画)と総合計画について事務局の説明を求める。

- ◇事務局 [教育大綱(教育振興基本計画)と総合計画について説明]
- ◇市長 事務局より、次期「教育振興基本計画」をもって、「教育大綱」と位置づけることが提案されたことについて意見を求める。
- ◇教育長 提案のとおり、次期教育振興基本計画をもって次期教育大綱に位置付けることに異議なし。
- ◇古宮委員 異議なし。
- ◇市長 次期総合計画と、教育大綱と位置づける次期教育振興基本計画の策定過程における両計画のすり合わせはどのように進めるのか。
- ◇事務局 両計画の策定において、それぞれ検討組織があるところ。例えば、総合計画は、策定委員会が各部長等で組織され、庁議において審議していくこととなるが、その構成委員には教育長、教育部長が含まれており、また、各課長等で組織される検討会議には、教育総務課長、幼保学校課長、生涯学習センター長が委員として含まれていることから、それぞれの会議においてすり合わせを行っていくこととなる。
- また、事務レベルにおいては、教育委員会と市長公室で綿密な打ち合わせを行い、すり合わせを行っていきたいと考えている。尚、この総合教育会議でも協議の機会を設けたい。
- ◇市長 よくすり合わせを行い、お互いのコンセンサスを得て計画を策定し実行すること。



- ◇市長 平成30年度の重点事項について事務局の説明を求める。
- ◇事務局 [平成30年度の重点事項について説明]
- ◇市長 平成30年度の重点事項について意見を求める。
- ◇教育長 リーディングスキルテストを活用した指導方法の研究について、詳しい説明をお願いする。
- ◇事務局 [リーディングスキルテストについて説明]
- ◇遠藤委員 これは各種検定のように希望者のみ受けるのか、または全員に無料で受けさせるのか。
- ◇事務局 今年度は、このテストの信頼性を上げる検証に協力するというので、無料で実施できた。次年度以降は有料となる予定だが、まだ決定していない。来年度は指導した成果を検証するためにも実施できればと考えている。
- ◇遠藤委員 自分のリーディングスキルを把握させるためにも、全員に受けさせてはどうか。
- ◇事務局 今回実施した結果が2月ごろ届く。提供されるデータがどの程度役に立つようなものか、有料となった場合いくらになるのか、その結果を見て次年度以降は判断したい。
- ◇谷委員 今年度の実施対象は何年生か。
- ◇事務局 小学校6年生と中学校1・2年生。
- ◇市長 これは当初予算に計上しているのか、補正予算での対応となるのか。
- ◇事務局 当初予算の段階では金額の目途が立たないため、補正予算での対応をお願いしたい。



- ◇市長 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について事務局の説明を求める。
- ◇事務局 [コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について説明]
- ◇市長 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について意見を求める。
- ◇古宮委員 五百川小学校長がマイスターとして、導入に向け尽力しているが、異動した場合等が心配だがその後の体制は。
- ◇事務局 この制度は、校長や教職員が入れ替わっても、学校運営協議会の委員がそれまでの経緯から大きく外れないよう意見するなど、そういった仕組みを置くことで人の異動に左右されないよう

な体制になる。

◇古宮委員 立ち上げ後ならよいが、立ち上げ準備段階で異動されてはやはり心配なので、それまで異動がないようお願いしたい。

◇事務局 教育委員会事務局としても異動がないよう県に依頼したいが、仮に異動になっても立ち上がるまでは指導いただけるようお願いしたいと考える。

◇渡辺委員 他市町村の運営協議会メンバーの任期は何年程度か。

◇事務局 各教育委員会の規則で定めるが、2年から4年程度が多いようである。

◇遠藤委員 資料中に教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について意見を述べる事が出来るとあるが具体的にはどういうことか。

◇事務局 例えば、部活動でどういった指導が出来る教職員が必要というような意見はできるが、個人を名指しで異動させるようなことはできないということ。

◇遠藤委員 文科省はどういうことを意図しているのか。

◇事務局 文科省としては、地域や保護者の意向も反映した学校運営ができるよう、そこに配置される教職員も地域の意見が反映されるようにという意図だと考えられる。ただ、教職員の人事に関して混乱をきたすことがないように、一定の制限は加えられている。

◇市長 地域との関係が良好なときはよいが、地域と学校との間に問題が発生した場合のフォローやその際の教育委員会の立場等はどう考えるか。

◇事務局 学校運営協議会の設置規則にそのような場合について規定し対応する。

◇市長 学校の運営が滞ったり、子どもたちが犠牲になるようなことがないように十分検討し、導入に際し注意願う。

—————◇—————

◇市長 その他について、発言を求める。

(発言者なし)

◇市長 協議・調整事項を終了する。

【協議・調整事項終了】

—————◇—————

【午後 3時40分閉会】